

鳥取縣公報

縣會規則

◇鳥取縣會規則第一号

昭和二十二年六月鳥取縣會告示第五号鳥取縣會會議規則
中次の通り改正し、公布の日から施行する。

昭和二十六年五月二十三日

鳥取縣會議長 沢 住 辰 藏

第三條中「議員定数の三分の一以上」を「議員定数の四分の一以上」に改める。

第四條第一項中「臨時会の会期は五日以内とする。」を

「臨時会の会期は五日以内、」に、「但し通常予算を議する会期についてはこれを二十日以内とする。」を

「通常予算を議する会期の会期は二十日以内とし、議長は會議に諮つてその都度これを決定する。」に、第

二項中「議員定数の四分の一以上連署を以て議長に會

昭和二十六年五月二十三日
外 水 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

期の延長を要求した場合は定例会十日以内、臨時会五日以内において」を「議員定数の四分の一以上から要求があつた場合は、定例会は十日以内、臨時会は五日以内において、議長は會議に諮つて」に改める。

第五條中「これを告示し且つ」を削除する。

第六條第一項中「議員の席次は會議の始めに抽籤を以てこれを定める。但し議長は會議に諮つて席次を指定することができる。」を「議員の席次は、一般選挙後最初に招集された會議の始めに抽籤を以てこれを定める。」に改め、第二項の次に次の一項を加える。

前二項の規定にかかわらず議長は、會議に諮つて議員の席次を指定し又は変更することができる。

第七條中「列席者」を「出席者」に、改める。

第八條第一項中「會議は午前十時に始め午後四時に終る。

00906

但し議長は必要に応じてこれを伸縮することができる。「を」を「会議は午前十時に開き午後五時に閉る。但し議長は会議に諮つてこれを変更することができる。」に改める。

第十條中「祭日、祝日、日曜日」を「祝日及び日曜日」に改める。

第十三條を次の通り改める。

第十三條 議長が必要と認めるとき、又は議事日程変更の動議が成立したときは、議長は会議に諮つて議事日程を変更することができる。

第十四條中「議長は」を削除し「又は変更したときは」の次に「議長は」を加える。

第十五條中「あれば議題とすることができる」を「なければ議題とすることができない」に、但し書中「意見」を「提出した動議」に改める。

第十六條中「建議」を「發議」に、「但し議長の承認を得たときは議席においてこれを陳述することができる。」を「但し緊急を要するとき、若しくは簡単な事

項で議長の承認を得た場合はこの限りでない。」に、「同会期内」を「同一会期内」に改める。

第十七條中「総ての」を「総て」に改める。

第十七條の次に、次の二條を加える。

第十七條之二 議員がその發議を撤回しようとするときは、發議者及び賛成者の全員からこれを議長に請求しなければならない。但し委員会の議題となつた後には、委員会の許可を要し、又会議の議題となつた後には会議の許可を要する。

第十七條之三 發議案の取扱手續については、議長が別にこれを定める。

第十八條第一項中「討議」を「質疑」に、「但し時宜により議案の朗読」を「但し議長は時宜により議案の朗読及び会議に諮つて委員会の審査」に、第二項を次の通り改め、第三項を削除する。

委員会の審査を省略した議案は、直ちに討議してその可否を確定する。

第十九條第一項中「審議」を「討議」に、同條第二項を

00907

次の通り改める。

第十八條第三項及び前項の討議の場合における動議は議員五人以上の賛成がなければ議題とすることはできない。但し委員会の提出した動議は、この限りでない。

第二十條第一項中「質問しようとするときは議長の承認を要する。」を「質問をしようとするときは、予めその出席方を議長に要求しなければならない。」に、第二項中「事項は議長の承認を得て口答で質問することができる。」を「事項で議長の承認を得た場合は、この限りでない。」に改める。

第二十一條を次の通り改める。

第二十一條 議員は、地方自治法第九十八條、第九十九條第一項、第百條第一項及び同條第九項の檢閲、檢査、調査及び告発を必要と認めるときは、これを議長に要求しなければならない。

第二十一條の次に次の一條を加える。

第二十一條之二 議員は、調査その他職務のため議員

の派遣を必要と認めるときは、その目的、日時、場所、議員の氏名及び所要経費の額を定めて發議し議決を経なければならない。その額を超えて経費の支出を要する時と同じ。但し閉会中緊急を要する場合は、議長がその許否を決定し、次期縣会においてその旨を報告するとともに議員の意見を徴しなければならない。

第二十二條中「討議に付」を「議題と」に改める。

「第三節討論」を「第三節發言」に改める。

第二十三條第一項中「起立して」を削除し、第二項を次の通り改める。

二人以上發言を求めたときは議長が先發言者と認められた者に、同時に發言したときは議長が指名した者に發言させる。

第二十四條中「討論」を「發言」に改める。

第二十六條を次の通り改める。

第二十六條 議長が議員として發言をしようとするときは、議員席に着き、發言を終つた後議長席に復さ

なければならぬ。

第二十七條第一項中「論旨」を「質疑及び討論」に、「討論の」を「その」に改め、第二項を削り、第三項中「討論」の上に「質疑及び」を加え同項を第二項とする。

第三十條中「前條の場合において原案に過半数の賛成がなく且つ」を「修正案及び原案が共に過半数の賛成を得なかつた場合」に、「委員会」を「特別委員会」に改める。

第三十一條中「宣告せねば」を「宣告しなければ」に改める。

第三十二條中「宣告」を、但し書中「宣告の際」を削除する。

第三十三條第三項中「起立の数につき」の次に「議員」を加える。

第三十四條中「投票を終つたときは議長は二人の立会人を指名し」を「投票を行うときは、議長は会議に諮つて議員二人以上の立会人を定め、」に改める。

第三十六條中「及び陳情」を削除し、但し書中「会議の

議決で」を「会議に諮つて」に改める。

第三十六條の次に次の一條を加える。

第三十六條の二 請願及び陳情の取扱手續については、議長が別にこれを定める。

第三十七條を次の通り改める。

第三十七條 議員は、現住所及び応招中の宿所又は連絡を受ける場所並びに連絡の方法を予め議長に届出でなければならぬ。

第四十條中「若しくは飲食」を削除する。

第四十一條を次の通り改める。

第四十一條 懲罰の動議は、議員五人以上の賛成がなければ議題とすることができない。但し委員会の提出した動議は、この限りでない。

第四十二條を次の通り改める。

第四十二條 議長は、懲罰事犯があると認めるとき、又は懲罰の動議が成立したとき、及び委員会から懲罰の動議が提出されたときは、特別委員会を設けてその審査に付し、会議の議決を経てこれを宣告する。

「第十章会議録及び速記録」を「第十章会議録」に改める。

第四十五條中「指名又は」の次に「議員の」を加える。

第四十六條を次の通り改める。

第四十六條 会議録は、速記の方法により議事の顛末を記載するの外、開会及び閉会の年月日、出席、欠席議員の番号及び氏名並びに選挙、その他議長において必要と認める事項を記載しなければならない。会議録の調製及び取扱手續については、議長が別にこれを定める。